

農第1884号
令和7年2月18日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

八千代市長 服部友則
(公印省略)

市町村名 (市町村コード)	八千代市 (12221)
地域名 (地域内農業集落名)	東地区 (神野, 逆水, 下宿, 内宿, 上宿, 保品郷, 保品南, 保品須賀, 上高野, 上高野原, 宮内, 中郷, 勝田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月17日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

新川東側に位置し、新川東部沿岸と高野川沿岸に展開する水田地帯と果樹・野菜中心の畑作地帯を形成している。米本・村上・上高野地域にはなし園が多くある。一部の水田は5a区画で道路は狭く、ほ場条件が悪いことから耕作放棄地となっているところもある。また、畑については、一部土地改良事業が実施されているが、ほとんどは未整備の状態である。

宅地が近いほ場では、農薬の散布や梨の剪定枝の焼却処理などの苦情が来ることがあり、近隣の住民に配慮した営農が

(2) 地域における農業の将来の在り方

畑は、消費者ニーズに対応した多品目の野菜栽培を視野に、農産物の生産量と品質を確保する。果樹・野菜共に生産性を高めて効率的かつ安定的な農業経営を行い収益性の高い農業を目指す。
都市近郊型農業として、生産者の顔が見える、安全・安心・新鮮な農産物の多品目化を図りつつ、ほ場条件の整備を進め団地化し、地産地消を推進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	60.69 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	60.69 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

協議の場において、策定することが決定した農地。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

担い手を中心とした農地の集積・集約化を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

耕作者、地権者の意向を把握し、活用を検討する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

将来性のある土地改良事業の実施について、国、県の施策に併せ整備を検討する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

関係機関と連携し、就農希望者の受け入れなどを積極的に実施し、新規就農者の確保を図る。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

八千代市農業協同組合等に委託できる農作業について検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

なし